

在宅重症心身障害児ショートステイ促進事業

★目的★

この事業は、在宅で人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障害児を介護するご家族の、精神的・肉体的負担の軽減を図るためのものです。

※詳細は別紙「在宅重症心身障害児ショートステイ促進事業について」をご参照ください。

★利用できる人★

◎年齢：15歳まで（小児病棟のため）

◎対象地域：川口市、蕨市、戸田市、さいたま市(南区・浦和区・桜区・緑区)、草加市、和光市、志木市、朝霞市、新座市にお住まいの方（事前訪問を行うため）

◎重症心身障害児のうち、人工呼吸器・気管切開・吸引・酸素療法・経管栄養・中心静脈栄養等が必要で、行政が定める基準に該当する方（詳細はお問い合わせください）

◎当制度の主旨をご理解いただける方

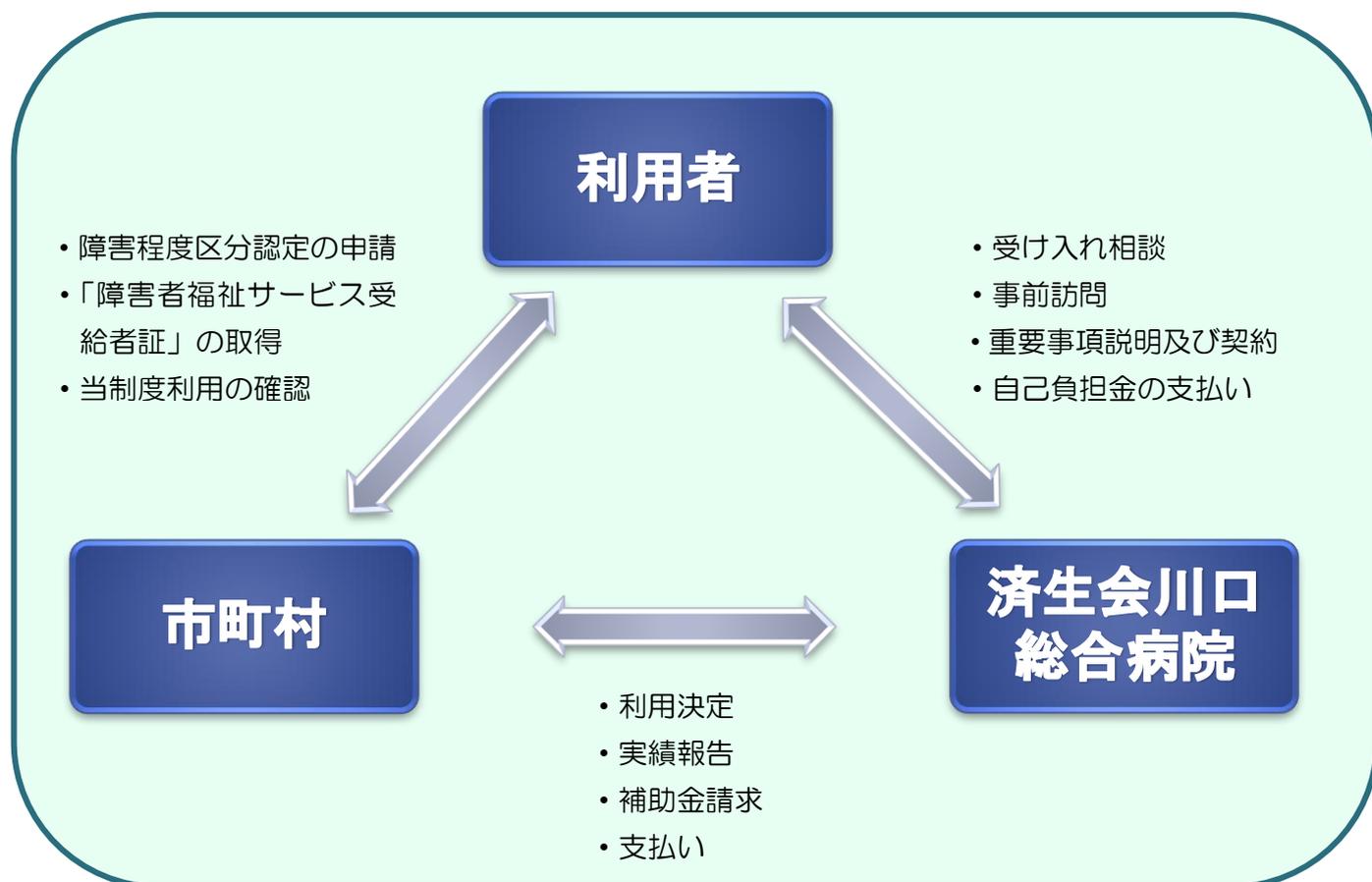
★留意事項★

当院では、事業を行うにあたりご家族の方に以下のお願いをしています。

1. 小児科病棟に余裕がある時期に受入れを行う（感染症が流行しやすい時期:11月～3月は受入困難）
2. 期間は**原則3泊4日**（入退所日は平日）
3. **自己負担あり**（健康保険ではなく、障害者総合支援法に該当するため）
4. **事前訪問の実施**（お子さんの状態を把握させていただくため）

なお、利用開始までの時間を短縮する目的で「**事前登録制**」とさせて頂いております。

★利用の流れ★



★利用について★

詳細や申込時に必要な書類は当院ホームページに掲載していますのでご覧ください。
利用希望時は、下記までお問い合わせください。

済生会川口総合病院 医療福祉事業課

〒332-8558 川口市西川口5-11-5

☎ : 048-253-8927 (直通)

Mail:kawaguchi@saiseikai.gr.jp